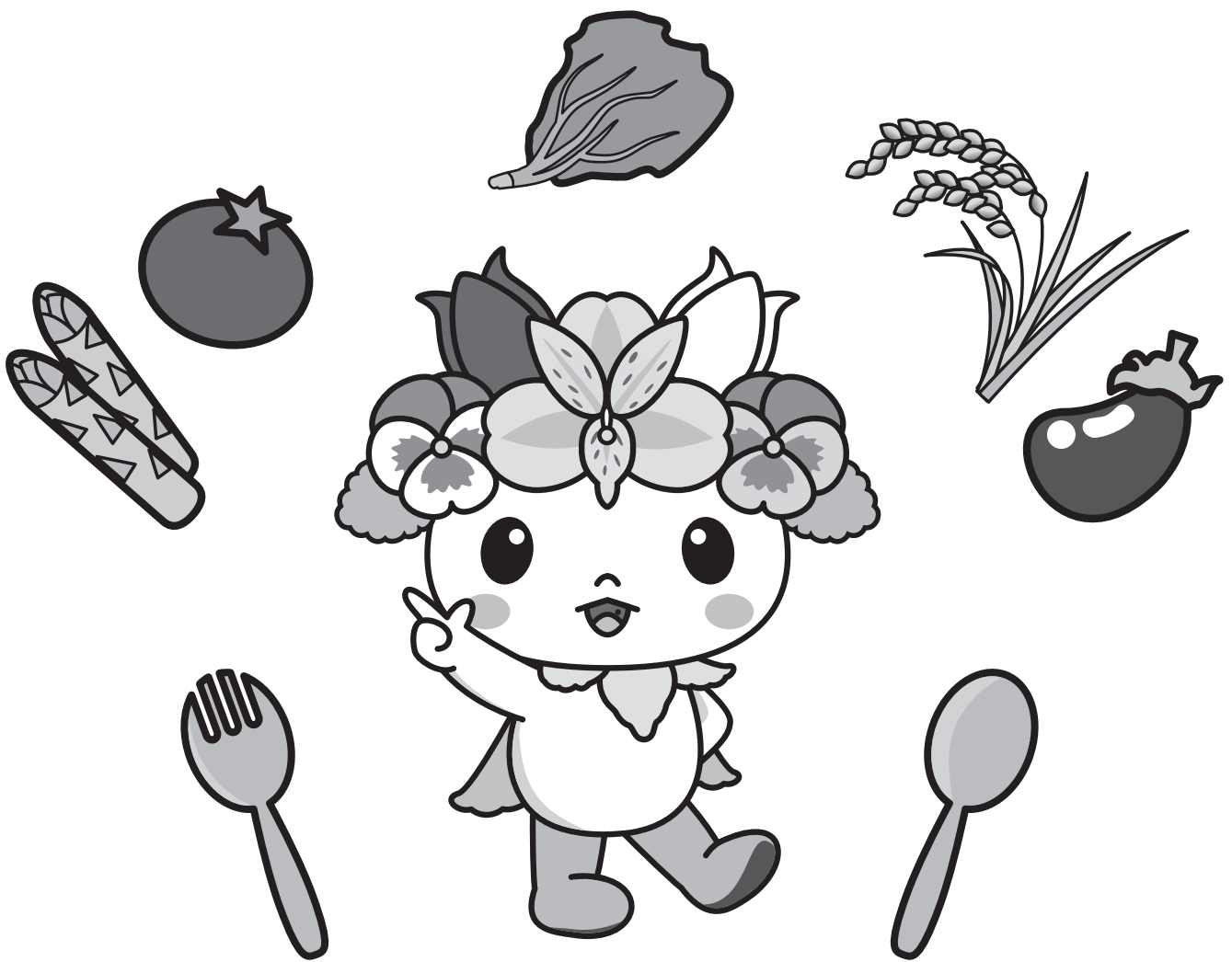


東神楽町食育推進計画の策定について

東神楽町では、食育の現状を認識し、子どもの頃に身についた食習慣は大人になってからも大きな影響を与えることから、子どもたちに対する食の重要性を踏まえ、町民が健やかで豊かな食生活を送れるよう、食育を総合的、具体的に進めていくために「東神楽町食育推進計画」を策定しました。

この計画は、食育を推進するための具体的な取組や、地産地消活動に関係する消費者、生産者、食品関連事業者や関係機関・団体等が協働で取り組むための新たな行動指針であり、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号)第 41 条第 1 項に基づく、いわゆる「地産地消促進計画」として位置付けることとし、その他の関連する計画と相互に連携し、計画の推進を図ります。

東神楽町 食育推進計画



東神楽町

平成 26 年 3 月

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 東神楽町が目指す食育	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画の期間	
5. 計画の推進体制	
第2章 東神楽町の現状と課題	4
1. 人口	
2. 地域特性	
3. 産業	
第3章 食育推進の目標と基本方針	5
1. 目標	
2. 基本方針	
3. 目標値	
第4章 ライフステージに応じた食育の推進	7
第5章 食育推進のための役割と施策の展開	10
1. 家庭の役割と施策の展開	
2. 保育園や幼稚園の役割と施策の展開	
3. 学校の役割と施策の展開	
4. 生産者・食関連団体の役割と施策の展開	
5. 地域の役割と施策の展開	
6. 行政の役割と施策の展開	
第6章 進捗管理と評価	16
1. 進捗管理	
2. 評価	
資料1 計画策定の構成員	17
資料2 計画策定にかかわる検討会議	18

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「食」は、生涯を通じて健康でいきいきと暮らすために欠かせない命の源であると同時に、おいしさや食事の楽しさから、心も豊かにしてくれるとても大切なものです。

生涯を通じて明るく充実した生活を送るためには、食事や運動など、健康的な生活習慣を身につけ、生活習慣病を予防することが重要です。なかでも、次世代を担う子どもたちの食生活は、心身の成長だけでなく、基本的な人格の形成にも大きな影響を及ぼします。しかし、近年では、子どもたちだけでなく親世代にも食生活の乱れが生じており、大人を含めた「生涯食育」が必要となってきました。

また、地域で生産される食べ物を地域で消費する「地産地消¹」を通じて、人・物・情報の交流により地域の経済循環を促すとともに、町民一人ひとりが食や食の関連産業について認識を深めることが必要です。

このため国は平成17年6月、食育を重要課題と位置づけ、国民的な運動として取り組むため、食育基本法を制定しました。また、北海道は平成17年12月、北海道食育推進行動計画を策定しました。

東神楽町においても食育の現状を認識し、子どもの頃に身についた食習慣は大人になってからも大きな影響を与えることから、子どもたちに対する食の重要性を踏まえ、町民が健やかで豊かな食生活を送れるよう、食育を総合的、具体的に進めていくために「東神楽町食育推進計画」を策定します。

2. 東神楽町が目指す食育

『食を通して、いろいろなつながりを知る』

～米をはじめとした地元の農産物の恵みに感謝し、食についての興味や関心を持つ～

『食を通して、健全な心や身体をつくる』

～食べ物は命の源であり、町民みんなが生涯にわたり一食一食を大切にする認識を持つ～

¹ 地産地消(ちさんちしょう)とは、地域で生産したものを地域で消費すること。

2. 計画の位置づけ

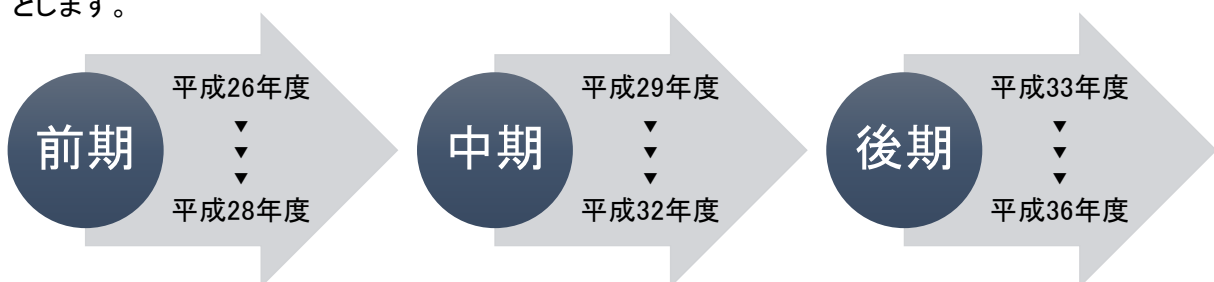
この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、本町の食育を総合的、具体的に推進するために策定するものです。

また、国の食育推進基本計画や北海道食育推進行動計画を踏まえたうえで、第8次東神楽町総合計画や東神楽町教育ビジョン2024並びに健康ひがしかぐら21との整合性を図るとともに、連携しながら食育の取り組みを推進します。

食育基本法	・ 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する。
食育推進基本計画	・ 家庭における共食を通じた子どもへの食育を推進する。
北海道 食育推進行動計画	・ 役割を分担しながら、効果的な食育の取組を推進する。
第8次 東神楽町総合計画	・ 次代を担う子どもたちの育成と地域文化の向上に向けた、特色ある教育・文化活動を推進する。
東神楽町 教育ビジョン2024	・ 体力の向上や食育・健康教育の推進等により健やかな体を育成する。
健康ひがしかぐら21	・ ライフサイクルに応じた生活習慣・社会環境の改善を推進する。

3. 計画の期間及び見直し

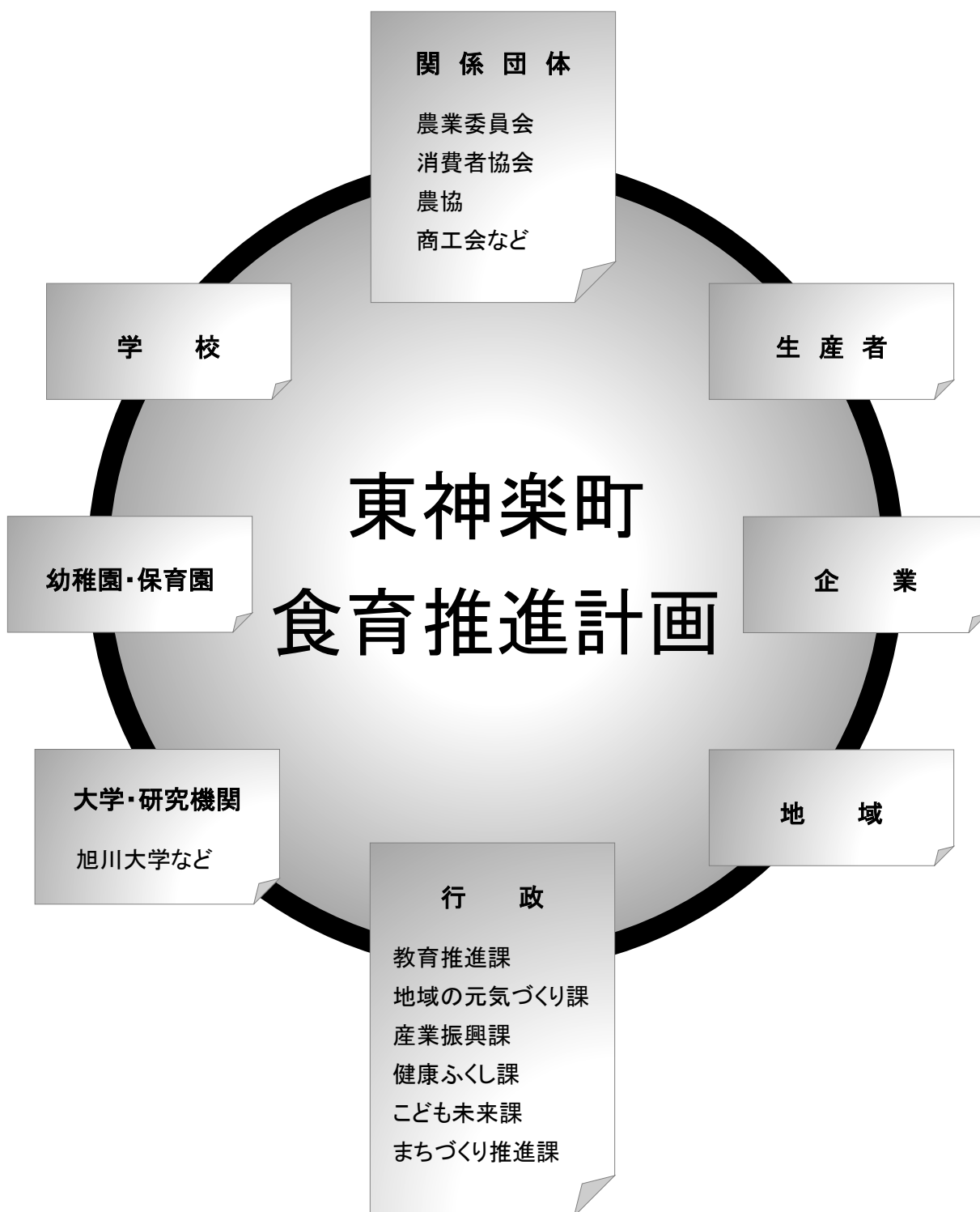
計画の期間は第8次総合計画との整合を考慮して、平成26年度から平成36年度までの11年間とします。



4. 計画の推進体制

東神楽町において食育を具体的に進めるためには、家庭・保育園・幼稚園・学校・地域・職域・関係団体の取り組みと連携し、全町的に推進する必要があります。

このため、町では関係各課が情報の共有、施策の調整などの連携を図るとともに、生産者や地域および関係団体と協働しながら、効果的な計画を策定していきます。



第2章 東神楽町の現状と課題

1. 人口

本町の人口は、昭和60年代は5,500人程度でしたが、平成に入り宅地造成に着手すると、平成12年には8,000人を突破、平成17年の国勢調査では9,194人となり、増加率13.1%で全道1位となりました。平成22年の国勢調査では9,292人となり、15歳未満の年少人口比率が17%と全道でトップとなっています。

そして、平成25年10月には人口1万人を超えて、現在に至っています。

これらの状況を受けて、今後、各年代層に向けた適切な「食」への啓発や理解への取り組みが求められています。

2. 地域特性

東神楽町は中核市の旭川市に隣接し、都市型の利便性を享受できる一方、美しくのどかな田園が一面に広がる、豊かな緑と澄んだ空気に包まれた自然あふれる町です。

また、総面積が道内では5番目に小さい町であり、町民と行政との距離が近く、連帯感が取りやすくなっています。

旭川市のベットタウンとしての人口増加と農村部での少子高齢化の両面を合わせもっており、町民が健康で安心して暮らせるまち、子どもを安心して生み育てられる町としての取り組みが求められています。

3. 産業

忠別川がもたらした肥沃な大地を生かした水稻やハウス野菜の生産を主体に、畑作・畜産などの農業の町として発展してきました。

多様な品目が栽培されており、かつ農産物を生かした加工特産品の開発も進められているほか、直売所による地産地消の取り組みも増えています。

また、豊かな住民生活には産業の振興は不可欠であり、立地条件等を生かし地域に密着した地場産業への支援・育成が求められています。

各年代層の現状と課題については、9ページに掲載する。

第3章 食育推進の目標と基本方針

「食」は生きていくうえでの基本であり、私たちが健康で豊かに生活するためには欠かせないものです。町民が生涯にわたって「食」に関心を持ち、豊かな「心」と「身体」を育むことを目指します。

1. 目標

①

心をはぐくむ

②

身体をはぐくむ

③

東神楽をはぐくむ

2. 目標を実現するための基本方針

基本方針	食育で学び行動する視点
食べる楽しさ作る楽しさを学ぶ 食育の推進	食を楽しむ機会をつくる
	食の情報を正しく理解する知識を身につける
	作る(創る)ことで人のつながりを学ぶ
健康を考えた生活習慣を身に付ける 食育の推進	身体を支える食の大切さを知る
	身体に良い食べ方を知る
	健康につながる知識を学ぶ
地元のつながりを重視する 食育の推進	地域住民や生産者との交流の機会を増やす
	直売などで地域や地元の恵みを知る

3. 食育推進の目標値

食育の推進状況を客観的な指標により把握するため、目標値を設定します。

指標	当町の現状値	全国 平均値	目標値 (28年度まで)
朝食を欠食する児童生徒の 割合の減少 (全国学力・学習状況調査H25)	児童(小6) 3.7%	0.7%	2%
	生徒(中3) 2.9%	1.7%	1.5%
普段、午前7時30分以降に起きる 児童生徒の割合の減少 (全国学力・学習状況調査H25)	児童(小6) 3.7%	2.5%	0%
	生徒(中3) 2.9%	7.2%	1.5%
普段、午前0時以降に寝る 児童生徒の割合の減少 (全国学力・学習状況調査H25)	児童(小6) 5.2%	2.8%	2.5%
	生徒(中3) 18.6%	23.5%	10%
20代女性のやせの者の 割合の減少 (妊婦届時H22)	妊婦(20代) 20.8%	29.0%	20.8% 未満
肥満・瘦身の割合の減少 (町児童生徒健康診断H25)	小中学校(肥満) 4.5% (瘦身) 1.6%	—	2.5% 1%
肥満の割合の減少 (町健康診査・国保特定健診問診票H22)	20～60代 男性 33.9%	31.2%	33.9% 未満
	40～60代 女性 22.2%	22.2%	22.2% 未満
低栄養傾向の高齢者の割合の 増加の抑制 (町健康診査・国保特定健診問診票H22)	高齢者 14.9%	17.4%	14.9% 未満
学校給食における地場食材利用率 (金額ベースH25)	8.4%	—	15%

第4章 ライフステージに応じた食育の推進

「ライフステージごとの食育」

一人ひとりの食に対する考え方や食習慣は長い年月をかけて形成されることから、町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって健康で豊かな暮らしを実現するため、ライフステージごとの特徴にあわせて、食育を推進できる取り組みを示します。

○妊娠期

この時期は、妊産婦の健康の保持や増進はもとより、胎児の発育発達にとっても非常に重要な時期といえます。さらには出産後の子どもの食生活を健全なものにするためにも、必要な情報の提供を行い、心と身体がともに健康であり、食への理解や実践へとつながるように努めます。

○乳幼児期

この時期は、身体機能が発達し、食習慣の定着や食生活のリズムの基礎が身につく、味覚の形成にとって大事な時期です。また、食への関心を持つ、食事を味わって食べる、楽しく食べると感じる事が大切なので、家庭が中心となり保育園・幼稚園との連携を推進します。

○小学校期

この時期は、心身ともに成長し、食習慣の基礎が完成する時期でもあります。正しい食習慣や生活リズム等、自らの健康についても気づけることが望まれます。また、核家族化や共働きの増加等により、朝食の欠食や家族団らんの機会が減ってきています。このため、食事が楽しいと思える機会づくりのほか、給食や各種の体験を通じての習熟に努めます。

○中学校・高校期

この時期は、部活動等で食事時間が不規則になりやすく、生活のリズムが乱れがちになります。こうしたことから欠食や孤食²は増えてきます。また、友人やマスメディアなどの影響を受けやすくなり、誤った認識による行動も考えられます。このため、学校と家庭が連携して、自分自身で正しい情報や知識を選択できる力が身につくような支援に努めます。

○青年期

この時期は、就職、結婚、妊娠、出産、育児等、社会的に生活が大きく変化を続ける時期です。この時期の食生活が乱れがちになると、壮年期以降の健康状態にも影響してくることが考えられます。そのため、より良い生活習慣と健康な身体を維持するための自己管理ができる支援に取り組みます。

○壮年期

この時期は、職場、家庭、地域において中心的な役割を果たすことが多くなり、多忙により、ストレスがたまりやすく、健康管理がおろそかになる傾向があります。

このことから、生活習慣病を重症化させないという意識が必要です。そのため、健診等による健康状態の把握や生活習慣の正しい知識の理解を踏まえた、自主的な健康づくりを担える支援に努めます。

○高齢期

この時期は、自分自身のことや家族のことなどの節目を迎え、社会的、精神的に大きな変化が生じる時期といえます。また、身体面の変化もみられ、より一層の自分の状態にあった生活の質を確保することが必要となってきます。また、豊かな人生経験と、これまでに得た知識などを、地域社会で活かすことや、次世代に伝えることへの取り組みへの支援を進めます。

² 孤食(こしょく)とは、家族で暮らしているながら、それぞれ違う時間に一人ひとり食事をとること。

※ほかの「こしょく」の説明

「固食」とは、同じものばかり食べること。

「小食」とは、食事の量が少ないこと。

「粉食」とは、パンや麺など粉から作るものばかり食べること。

「濃食」とは、加工食品や味付けの濃いものを食べること。

「子食」とは、子どもだけで食事をする事。

ライフステージに応じた食育の取り組み

	現 状	課 題	主要施策 と 実施主体	見込まれる成果
妊娠期	・必要栄養量に関する知識が不足しがち	・必要栄養量が摂取することが難しい	・妊婦訪問を行う(栄養士等) ・健康相談の利用を促す(随時、母子手帳交付等)	・妊娠に必要な食事量を知ることにより胎児の成長、母の体を支えることができる ・妊娠をきっかけに食の大切さに気づくことにより、食生活改善につながる
乳幼児期 0～5歳	・野菜を食べない子が多い ・行儀よくしていることが難しい ・しっかり噛んで食べない子が多い	・食習慣や成長に合わせた食形態をどう整えるか考える必要がある ・「おやつ＝補食」の考え方が定着しにくい ・食材に関する知識・経験不足がある ・乳幼児期の栄養や身体の中での出来事に対する知識不足がある	・成長に合わせた食を、栄養士等が乳幼児健診・健康相談の場面で保護者へ伝える ・保育園・幼稚園の食育計画等に基づき進める(栽培やクッキング体験など) ・味覚の発達を促す取組を行う ・家族団らん、共食 ⁵ の機会を増やす ・一緒に食べる機会を大切にす	・乳幼児期に必要な食を知るにより、健やかな成長が遂げられる ・簡単な食事のマナーを身につけることができる(いただきます、ごちそうさまでしたなど) ・食卓を囲む楽しさが実感できる
小学校期 6～11歳	・孤食・子食がみられる ・朝食の欠食がみられる ・肥満が多い	・食事のマナーが身につくづらい ・嗜好品(ジュース・清涼飲料水・スナック菓子等)を摂りすぎてしまう ・成長期に必要な栄養や身体の中での出来事に対する知識不足がある	・食や身体について学ぶ機会をつくる ・学童健診を受け、自分自身の身体と食のつながりを知る ・小学校の食育計画等に基づき進める ・弁当の日で作る楽しさを感じる ・家庭での食事の大切さについて学ぶ機会をつくる ・スーパー食育スクール事業により、食育の定着を図る	・家族や友だちなどと食べる楽しさを実感できる ・成長期の身体を作る食の大切さを知り、行動することができる
中学・高校期 12～17歳	・孤食・子食の増加がある ・朝食の欠食、簡素化がみられる ・不規則な生活がみられる ・無理なダイエットがみられる	・栄養不足による貧血などが多い ・規則正しい時間で食事をするのが難しい ・嗜好品(ジュース・清涼飲料水・スナック菓子等)を摂りすぎてしまう ・思春期に必要な栄養や体内での出来事に対する知識不足がある	・必要な栄養知識を身につける(バランスの良い食事など) ・学童健診 ⁶ を受け、自分自身の身体と食のつながりを知る ・中学校の食育計画等に基づき進める ・母体づくりについて学ぶ機会をつくる ・スーパー食育スクール事業により、食育の定着を図る ・学校給食地場食材利用拡大モデル事業により、学校給食で地場食材を利用する	・自分の食べるものを正しく選択することができる ・母体づくりに関する知識を身につけることができる ・家族や仲間と食べる楽しさを実感できる
青年期 18～39歳	・マスメディアやSNS ³ などの影響を受けやすい ・適切な摂取基準量に関する知識が不足しがち ・外食、中食 ⁴ の増加がみられる	・食に対する正しい知識を身につけづらい ・偏食、外食等の増加が適切な栄養摂取を妨げている ・嗜好品(ジュース、アルコール等)を摂りすぎてしまう	・母体づくりについて学ぶ機会をつくる ・必要な栄養知識を身につける ・生活習慣病を学ぶ機会として健診を受ける	・食生活の見直しができる ・家族や仲間と食べる楽しさを実感できる
壮年期 40～64歳	・マスメディアや SNS などの影響を受けやすい ・多忙による偏食傾向がみられる	・食に対する正しい知識が少ない ・偏食、外食等の増加が適切な栄養摂取を妨げている ・嗜好品(ジュース、アルコール等)を摂りすぎてしまう	・生活習慣病予防のため健診を受ける ・学ぶ機会として健康相談を受ける	・健康維持が図られる ・食生活の見直しができる ・家族や仲間と食べる楽しさを実感できる
高齢期 65歳～	・マスメディアや SNS などの影響を受けやすい ・余暇活動が多くなり、外食する機会が増える ・中食、個食の増加傾向にある	・食に対する正しい知識が少ない ・偏食、外食等の増加が適切な栄養摂取を妨げている ・中食が多い	・生活習慣病を学ぶ機会として健診、健康相談を受ける ・地域活動などの参加機会を増やす	・自分のための食事を作ることができる ・健康維持が図られる ・食べる楽しさを実感できる
全期共通	・野菜不足の傾向がみられる ・偏食傾向がみられる	・バランス良く栄養を摂取することが難しい ・嗜好品を摂りすぎている ・食に関する知識や地産地消の情報が不足している	・正しい食の知識を身につける ・青空市など地場野菜などを食べる機会を増やす ・食育講座を開催する ・食育に関わるネットワークを形成し、協働で食育に取り組む ・食育への父親(男性)参画の啓発を行う ・食育ボランティアの支援	・生活習慣病の予防になる ・地域の交流機会の増加や活性化が図られる ・食べもの(生きもの)の命をいただくありがたさを実感できる ・地域全体での食育推進が図られる

³SNS(エスエヌエス)とは、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の web サイトのこと。

⁴中食(なかしょく)とは、外食と家庭での料理の中間で、惣菜や弁当などを買って家庭で食べること。

⁵共食(きょうしょく)とは、家族が食卓を囲んで、一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ること。

第5章 食育推進のための役割と施策の展開

食育は、農業や酪農等の現場をはじめ、乳幼児期・学童期・大人の食に対する意識、食事マナーや食文化など対象が広範囲であり、家庭や保育園・幼稚園・学校・地域など様々な場面でそれぞれの取り組みを進めてきました。

東神楽町の食育では、それぞれの分野が連携しながら取り組みを進めていきます。

1. 家庭の役割と施策の展開

人が生まれ、育っていく家庭には、多くの教育的機能や役割が期待されています。とりわけ家庭における毎日の食事の支度や家族で囲む食卓の団らんは自然で、あたたかい食育の場であり、食育推進の基本となるものです。

家庭が持っているこの食育機能の重要性を再確認し、さらに充実するために次の取り組みを進めます。



子育て支援センターでの健康相談

(1) 豊かな生活を営む育み（目標①より）

家庭で、子どもに食事の大切さを伝え、よい食習慣を身に付けられる食育講座の受講や、学校・保育園・幼稚園からの給食だよりを通じて献立内容や使用食材を知らせることにより、「食」を大切にするために必要な家庭の役割について共に学んでいきます。

(2) 家庭における食育との連携（目標①より）

家庭の食卓は、家族の団らんの場であるとともに、子どもにとって様々な学習の場でもあります。子どもの食への理解を深めながら、望ましい食習慣を身につける事が重要で、子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めていきます。

(3) 妊産婦や乳幼児を対象とした知識の習得（目標②より）

妊婦の適切な栄養摂取や健康状態は、胎児の発育・発達に影響を与えるため、妊娠期・授乳

期・離乳期などのそれぞれの時期にあった乳幼児健診等において個別相談を活用していきます。

(4)成人を対象とした食生活改善の推進（目標②より）

内臓脂肪型肥満⁶が、糖尿病、高血圧、脳卒中など生活習慣病の発症リスクを高めることが明らかになっています。必要性の高い、健診受診者に対する栄養指導を行うほか、これらの病態を予防するために適度な食事と運動を心がけていけるよう取り組んでいきます。

また、地場産品や旬の食材を活用するほか、野菜を取り入れたバランスの良い食生活のあり方についての自己学習を進めていきます。

2. 保育園や幼稚園の役割と施策の展開

心身の発達・成長の著しい乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、家庭や保育園・幼稚園などにおける様々な食体験を通じて、健康的な食習慣を身につけることが大切であることから、子どもたちの生活の基本となる「食を営む力」を身につけるために必要な食育の推進に取り組めます。

(1)保育園・幼稚園給食を活用した食育の推進（目標①より）

保育園や幼稚園では、子どもの味覚を育て、楽しく食べる力を育むための取り組みが重要です。日々の給食の時のあたたかい雰囲気づくりなどの「食環境」の整備や、地元の食材を取り入れ、ふるさとの食材の理解を深めるなども大切なことです。

また、節分やひなまつりなど日本文化をはじめとする様々な文化にまつわる体験と、体験に関わりのある行事食を通じて、多様な食と文化に対する興味を持つ機会を提供するなど、様々な機会を通じて食育の推進を図ります。



保育園でのカレー作り

(2)食育体験活動（目標③より）

保育園や幼稚園では、野菜の栽培や収穫体験や調理体験を通じて、食に対する興味、関心を持たせるように努めていきます。

⁶ 内臓脂肪型肥満(ないぞうしぼうがたひまん)とは、おなかの内臓のまわりに脂肪がたまるタイプの肥満。

学校の役割と施策の展開

学童期は、心身の発達・発育とともに、体力・運動能力が急速に高まり個性が確立され、食習慣が形成される大切な時期です。

また、一生のうち最も学びに適した時期でもあり、こうした時期に集団生活を通じて学校と家庭の連携により望ましい食習慣を身につけることが重要です。

欠食する児童・生徒の主な要因は、生活リズムが夜型になっているために「食欲がない」、「時間がない」などと言われています。そのた

め、子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行っています。



小学校での食育の授業

(1) 体験学習・活動を通じた食育の推進（目標③より）

現在、小中学校において、食への関心と理解を深めるために様々な体験活動が行われています。

地域の基幹産業である農業体験を小学校の活動とする取り組み、中学校の活動においては食関係機関への職場体験を通して、地場産業への理解を深める取り組みを行っています。

また、弁当の日を催し自分で「食材を買う」「調理をする」「食べる」など食の一連の流れを体験することで、食育に興味をもってもらい取り組みを進めています。

(2) 学校給食を活用した食育の推進（目標①より）

学校給食は、食育実践の場として重要な機会です。学校給食を通じ、食に対する知識やマナーを理解するとともに、給食の材料として地元で準備できる食材を積極的に活用し、地産地消を進めています。

(3) 栄養教諭や栄養士の配置（目標②より）

栄養教諭は、学校における児童生徒の栄養の指導及び管理を行い、その学校の食育について中心的な役割を果たすことが求められています。

児童生徒に対する継続的かつ効果的な食に関する指導を行うために、栄養教諭の実践的指導を行っています。

また、最近では食物アレルギー対策も重要な課題であることから、栄養教諭や栄養士の配置を継続し、安心・安全に関しても十分な取り組みを進めています。

(4)「スーパー食育スクール事業」との連携

「スーパー食育スクール事業」とは、文部科学省の委託事業で、学校における食育を充実させるために「スーパー食育スクール」を指定し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進などを研究ものです。

具体的には、栄養教諭を中心として関係機関(旭川大学、企業、生産者など)と連携しながら、主に、「新たな食育プログラムの作成(食育教科書の作成など)と授業実践」や「学校給食摂取基準の策定」、「早寝・早起き・朝ごはん運動の完全実施」に取り組みます。

3. 生産者・食関連団体の役割

と施策の展開

農業が基幹産業であるという地域特性を十分に踏まえ、生産者と消費者の交流の推進に取り組むことにより、地域を支える産業への消費者の関心を高める食育推進を図ります。



消費者協会主催「愛食まつり」

(1)地産地消の推進 (目標③より)

生産者と消費者の信頼関係を構築し、安心・安全な地元食材への理解と関心を高めることで、地産地消を推進します。

また、「学校給食地場食材利用拡大モデル事業⁷」と連携して、学校給食や保育園・幼稚園の給食で地場食材を使用することで、地産地消の積極的な環境づくりに努めます。

さらには、地元の自然や資源を生かして生産された、安心・安全な農産物等の販売・広報などにも努め、食育への関心の増大を図っていきます。

⁷ 「学校給食地場食材利用拡大モデル事業」は農林水産省の補助を受けて行う事業で、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制の構築を目指します。具体的には、関係団体(学校、農林漁業者、農協など)が連携して取り組む研修会等の開催や、調査、地産地消促進会議の設置、新しい献立・加工品の開発・導入などに取り組めます。

5. 地域の役割と施策の展開

地域は、子どもから高齢者まで、様々な世代の人が生活を営む場であり、ライフステージに応じた食生活や豊かな食文化が見られます。

健康づくりや食への関心を高めるとともに、家庭や保育園・幼稚園・学校などと十分に連携しながら、食育が地域に定着するための取り組みを進めます。

(1) 食育の情報収集と意識啓発（目標①より）

各種の情報を集め、食育の意識の向上や父（男性）が「食」に参画するように啓発を進めていきます。

(2) 地域における健康づくりの推進（目標③より）

食に関する知識や伝統文化を次世代に伝えるなどの働きかけを行い、学習・交流機会の提供に努めます。



地域ボランティアによるもちつき

(3) 地域における食育の推進（目標③より）

健康づくりは「食」からという意識を高め、食育を推進し、豊かで健康な生活が送れるよう、各種講座などの開催や参加や協力に努めます。

また、子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行っていきます。

6. 行政の役割と施策の展開

町では、健康づくりや食への関心を高めるとともに、家庭や保育園・幼稚園・学校などと十分に連携しながら、食育が地域に定着するための取り組みを進めます。

また、町の関係各課が横断的に連携し、関係団体との協力を得ながら、計画を推進する体制を整備します。



旭川大学短期大学部教授による食育講演会

(1)食育の情報提供（目標①より）

町民への食育を推進するため、各種の情報を広報紙やホームページ等を活用して発信し、食育に関する意識啓発を図ります。

(2)食を通じた健康づくりの推進（目標②より）

食育に関する事業や多様なアプローチにより各年齢層への魅力ある働きかけを行い、より多くの学習機会の提供に努めるとともに、食育を通じた健康づくりの推進を図ります。

(3)地域における食育の推進

各年代層において食育という観点を定着させるため、各種の講座などの開催や協力を通じ食育への普及・啓発を進めます。

① 妊産婦や乳幼児を対象とした推進（目標①より）

適切な栄養摂取は、胎児等の発育や発達、また母の健康状態に影響を与えるため、それぞれの時期にあった啓発を図ります。

また、個別相談等に応じ、食育に関する情報を提供します。

② 児童生徒を対象とした推進（目標②より）

将来的な生活習慣病予防のため、学童健診等を通じて早期に自分の生活習慣やそれに伴う身体の状態を確認する機会を設け、自分自身で健康を考えた生活習慣を身につけられるような取り組みを進めます。

体験する機会の提供を通じて、調理の基本と楽しさを学ぶ機会を進めるとともに、食文化の伝承、作る人への感謝の気持ちを持つことなどへの理解を深め、家庭と連携した食育を進めます。また、食に関する調理の楽しさや作る人への感謝の気持ちを感じられるような取り組みを進めます。

③ 成人を対象とした推進（目標③より）

健康診査を入口に、「自分の健康は自分で守る」という観点到に立ち、サポートしていきます。健康相談・教育の中で適切な食事や規則正しい食習慣を身につけ、正しい知識の普及啓発を行いながら、健康の保持増進を図ります。

また、各年代層に応じた情報提供、食育関係団体などと連携・協力が図られる調整を行い、各種事業や様々な機会を活用し、食育を進めます。



生活習慣病予防教室

第6章 進捗管理と評価

1. 進捗管理

本計画に実効性を持たせるために、町民アンケートの活用や町の総合計画、関連する町の各計画での評価などを用いて現状を把握します。

「東神楽町食育推進会議」及び「東神楽町食育推進会議ワーキンググループ会議」並びに「食育に関する推進委員会」等において、食育推進の方向性や計画の進行状況などについて、総合的な検討・評価を行います。

2. 評価

本計画の評価は、「東神楽町食育推進会議」などが主体となって行います。

食育の取り組みの成果は、すぐに現れるものではなく、ある程度の期間を見据えて多面的な評価を行い、新たな内容を検討していくことが肝要です。

本計画の実現のためには、町民が主体となっており、関係者とともに協力しながら取り組むことが重要となります。

個別的な活動が広がりを見せ特徴的な活動に発展した時には、活動事例を収集・整理して多角的な分析や評価を行います。



資料1 計画策定の構成員

1. 東神楽町食育推進会議委員

役職	氏名	所属	ワーキンググループ 構成員
会長	島田 謹介	東神楽町農業委員会委員	
副会長	安達 友佳子	公募委員	
委員	豊島 琴恵	旭川大学短期大学部教授	○
委員	松田 しのぶ	ジュニア野菜ソムリエ	○
委員	矢野 里美	東聖小学校PTA副会長	○
委員	佐々木 真弓	東神楽消費者協会事務局長	○
委員	安藤 さなえ	東神楽小学校栄養教諭	○
委員	高橋 あゆ美	東聖花の森保育園栄養士	○
委員	大塚 勝子	東神楽町農業協同組合女性部長	
委員	野口 美子	東神楽町内商工関係者	
委員	熊谷 隆一	東神楽町聖台手打ちそば研究会会長	
委員	吉田 博道	忠栄地区公民館長	
委員	藤木 友善	東神楽町校長会会長	
委員	岡久 千悦子	東神楽中学校養護教諭	
委員	淵上 良子	公募委員	
委員	淵上 良子	公募委員	

2. 東神楽町食育推進会議事務局

役職	氏名	所属	ワーキンググループ 構成員
	佐藤 真弘	教育委員会管理課長	○
	成田 真己	教育委員会管理課長補佐	○
	藪 翔太	教育委員会管理課主事	○
	小野寺 吏早	教育委員会管理課臨時管理栄養士	○
	早川 智恵子	教育委員会社会教育課主任	○
	川口 由紀子	健康ふくし課長補佐	○
	松尾 友香	健康ふくし課主任栄養士	○
	渡邊 里美	こども未来課主任保育士	○
	橋本 達也	産業振興課主査	○
	小畑 大輔	まちづくり推進課長補佐	○

資料2 計画策定にかかわる検討過程

1. 東神楽町食育推進会議

日時	内容
平成25年 7月31日	東神楽町食育推進計画策定について 食育にかかわる講演会
平成25年12月 4日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成26年 3月25日	東神楽町食育推進計画(原案)について

2. ワーキンググループ会議

日時	内容
平成25年 8月21日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年 9月 5日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年 9月26日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年10月11日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成25年12月 2日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成26年 1月16日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成26年 3月13日	東神楽町食育推進計画(原案)について

3. 事務局会議

日時	内容
平成25年 8月 8日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年12月30日	東神楽町食育推進計画策定について

4. パブリックコメント

平成26年1月20日(月)から平成26年2月19日(水)まで町ホームページにおいて実施